

病床機能転換に係る県の支援について

- 地域医療構想の達成に向けた「地域医療介護総合確保基金」の活用について

沖縄県保健医療部医療政策課

■ 地域医療介護総合確保基金とは

概要

- 2014年6月に成立した医療介護総合確保推進法(正式名称:地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律)に基づき、消費税の増収分を活用して各都道府県に設置した財政支援制度。高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスを地域で総合的に確保するため、医療・介護の総合的な計画策定に向けた措置や、医療・介護の実施事業を対象として財政支援を行うものである。
- 団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」を図る。

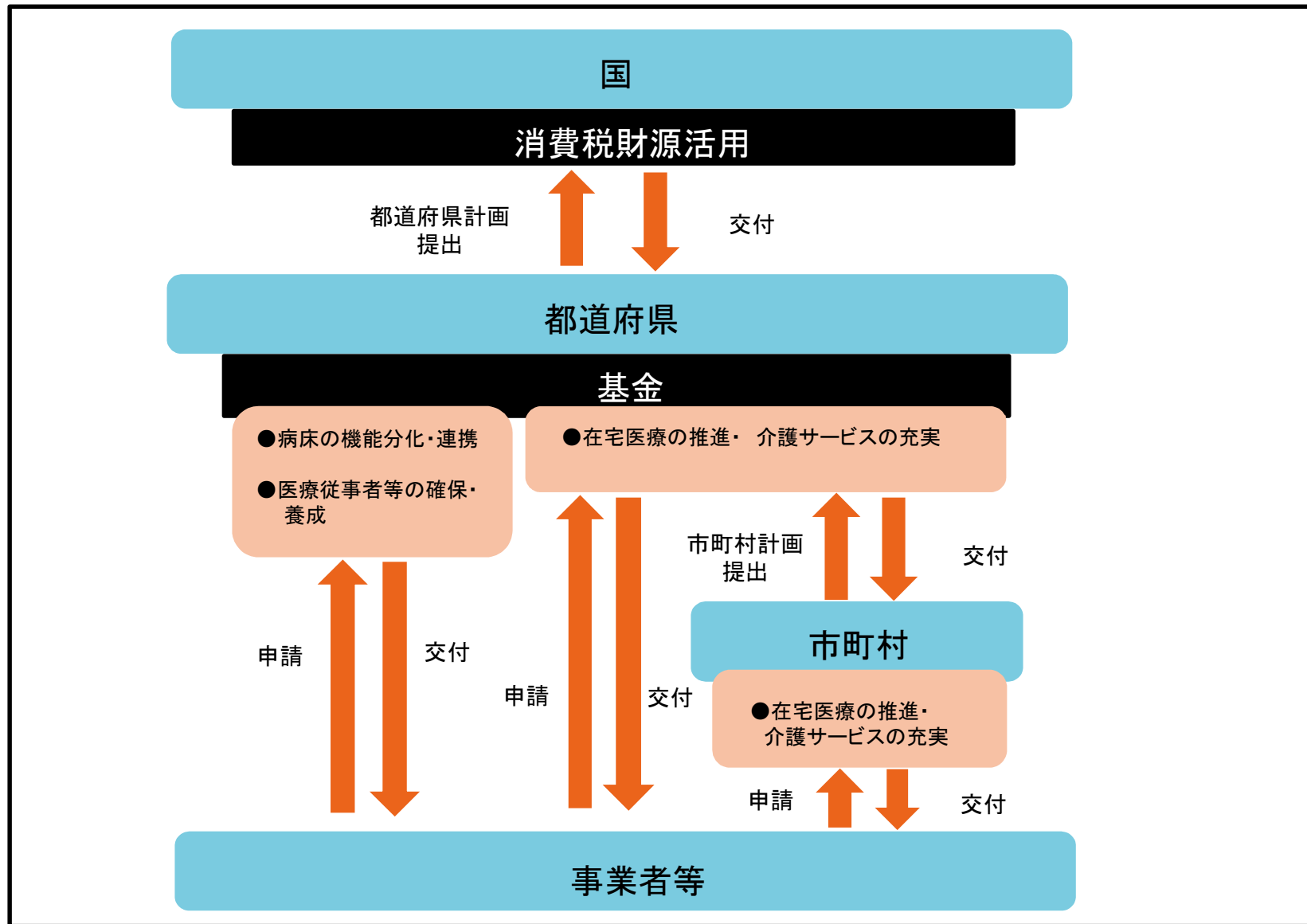
※「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態になることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう【「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第2条】

都道府県計画の内容

- 医療介護総合確保区域の設定(二次医療圏を念頭に設定)
- 目標と計画期間(原則1年間)
- 目標を達成するために必要な対象事業
【基金対象事業】
 - 1 病床機能分化・連携推進事業
 - 2 在宅医療推進事業
 - 3 医療従事者確保事業
 - 4 介護施設等整備事業
 - 5 介護従事者確保事業

【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条】

■ 基金事業スキーム図



■ 沖縄県の課題と沖縄県計画における取組みについて

本県の課題

- 他都道府県と比較して、回復期リハビリテーション病棟、地域包括ケア病棟の届出件数が少ない。
地域における急性期から回復期、在宅医療に至る一連のサービスを確保するため

病床機能の分化・連携を推進する必要がある。

- 高齢化社会を迎え、医療機関や介護保険施設等の受け入れに限界が生じることが予測
慢性化及び回復期患者の受け皿として(看取りも含む)

在宅医療・介護サービス提供体制の整備が求められている。

※精神疾患については、発症から早期に精神科医療が提供され、再び地域生活や社会復帰することができる体制が求められている。

- 広範囲に離島が散在する島嶼県という地理的特性

➢ 都市部と離島へき地との保健医療・介護資源や医療・介護サービス提供体制で格差が大きい。

➢ 医療・介護従事者も不足(特に、医師確保が依然として困難)

H29年度の取組(医療分野)

- 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は整備に関する事業を重点的に取り組む。
- 離島地域の医師・看護師等を確保するための事業、質の高い医療を提供するための人材育成や医療・介護の連携を推進するための事業、地域の実情に応じた在宅医療の提供体制を強化する事業等にも取り組む

■ 沖縄県の基金の現状(平成29年度)

医療分野の事業の概要

- 事業数 44事業(事業年度 H29~H31)
- 基金充当額 1,408,731千円

病床機能分化・連携推進事業

- 事業数 11事業(新規事業 4事業)
- 基金充当額 336,022千円

在宅医療推進事業

- 事業数 7事業(新規事業なし)
- 基金充当額 41,852千円

医療従事者確保事業

- 事業数 26事業(新規事業なし)
- 基金充当額 1,030,857千円

医療介護総合確保促進法に基づく (都道府)県計画(案)

平成29年〇月
沖縄県

1. 計画の基本的事項

(1) 計画の基本的な考え方

我が国では急速に少子高齢化が進む中、平成37(2025)年には「団塊の世代」が75歳以上となり、高齢者人口は平成24(2012)年にピークを迎えると推計され、世界に例をみない速度で高齢化が進行しております。沖縄県は、全国と比べて高齢化率が低い傾向にあるものの確実に上昇しており、平成32(2040)年には30.3%に達すると見込まれ、超高齢化社会を迎えるとの将来推計があります。

そのため、国は、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するため、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(以下「総合確保促進法」という。)の一部改正を行ったところであります。

沖縄県の福祉・保健・医療を取り巻く環境は、急速な少子・高齢化の進展、住宅事情、扶養意識などライフスタイルの変化に伴う単独世帯の増加、がんや循環器疾患等生活習慣病の増加など疾病構造の変化、医学・医療技術の進歩による医療の高度化・専門化の進展、さらに衛生や介護に対する国民ニーズの多様化など、大きく変化しています。

本県は、他都道府県と比較して、地域包括ケア病棟の届出件数が少なく、地域における急性期から回復期、在宅医療に至る一連のサービスを確保するため、病床機能の分化・連携を推進する必要があります。

在宅医療・介護については、高齢化社会を迎え、医療機関や介護保険施設等の受け入れにも限界が生じることが予測され、慢性期及び回復期療養の受け皿として、着目する必要がある在宅医療・介護サービス提供体制の整備が求められており、精神疾患については、発症から早期に精神科医療が提供され、再び地域生活や社会復帰することができる体制が求められています。

また、島嶼県である本県は、広範囲に散在する多くの離島・へき地において、その地理的特性から、保健医療・介護資源や医療・介護サービス提供体制は都府県との格差が大きいことに加え、医療・介護従事者も不足しており、特に医師確保が依然として困難な状況にあります。

平成29年度の計画では、医療分野は、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業を重点的に取り組むこととしています。また、離島地域の医師・看護師等を確保するための事業質の高い医療を提供するための人材育成や医療・介護の連携を推進するための事業、地域の実情に応じた在宅医療の提供体制を強化する事業等にも

◆医療介護総合確保促進法に基づく県計画

◆基金状況について

(沖縄県ホームページ)

<http://www.pref.okinawa.jp/site/hoken/iryoseisaku/iryo/iryokaigokikin.html>

(厚労省ホームページ)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000060713.html>

■ 病床機能分化・連携推進について(区分1)

- 事業数 11事業
- 基金充当額 336,022 千円
- 事業実施期間 平成29年度
(※No.3及び6については、
H30年度、No.11は、H31年度まで)

No.	事業名	総事業費	基金充当額	事業概要	補助基準額
1	ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備【地域医療構想を実現する医療連携機能強化事業】	30,000	20,000	ICTネットワークシステムの改修費、人件費等	予算で定める額
2	がん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療推進事業	16,478	8,239	地域医療構想に必要な歯科医師、歯科衛生士の知識、技術向上ならびに専門的人材育成	-
3	病床機能の分化・連携を推進するための基盤整備事業	175,557	117,038	施設及び設備整備支援	1)施設整備(改修):3,333千円/床 (増改築):4,770千円/床 2)設備整備:10,800千円/施設
4	院内助産所・助産師外来整備事業	3,811	2,540	設備整備	-
5	がん医療提供体制充実強化事業	92,760	46,380	ICTによる医療資源の効率的な活用を図り、がん医療提供体制を担う施設設備等を整備	-
6	地域医療構想を実現する病床機能転換を推進するための体制整備事業	27,430	27,430	円滑な在宅復帰につなげるための人材確保、研修等	-
7	病連携のための医師確保支援事業	130,714	65,357	病連携体制の構築を目的とした医療提供体制の確保	派遣医師1人あたり1,250千円×派遣月数
8	沖縄県周産期保健医療体制安定確保支援事業【周産期保健医療体制強化支援事業】	13,590	13,590	県医師会へ周産期専門部会の開催等を委託し、課題解決に向け関係機関の連携体制を構築する。	-
9	新生児の発達確認検査及び支援事業【周産期保健医療体制強化支援事業】	8,528	4,264	中部病院の発育・発達支援体制強化のため、検査機器の購入や臨床心理士等の配置に対し補助を行う	-
10	沖縄県感染症診療ネットワーク事業【エイズ対策強化事業】	6,266	6,266	HIV感染症・エイズ患者の一般医療、歯科診療の提供体制整備	-
11	在宅医療患者のための「おきなわ感染症自動診断センター」の基盤形成事業【感染症発生動向調査事業】	49,836	24,918	感染症の起炎病原体自動検査システム導入と県内在宅医療現場からの病原体検査受入	(1)専任医師及び専従職員の人件費 専任医師1人当たり12,548千円 専従職員1人当たり3,899千円 (2)短期研修 1実施単位当たり604千円 (3)がん診療施設としての必要ながんの医療機器及び臨床検査機器等の備品購入費 31,500千円

■ 在宅医療推進事業(区分2)

- 事業数 7事業
- 基金充当額 48,566 千円
- 事業実施期間 平成29年度

No.	事業名	総事業費	基金充当額	事業概要	補助基準額
1	訪問看護支援事業	10,832	10,832	在宅ケアサービスの質向上を図り、支援体制整備を図る訪問看護支援事業への運営補助	
2	在宅療養支援に係る看護職の実践力養成事業	3,900	3,900	琉大病院と訪問看護ステーションとの相互研修を通して看護実践力養成プログラムの作成	
3	精神障害者地域移行・地域定着促進事業【精神障害者地域移行・地域定着促進基金事業】	10,370	10,370	精神障害者の地域移行・地域定着を促進する支援体制整備を目的とした事業	1回開催あたり4,200円
4	精神科訪問看護の質の向上のための研修事業	600	600	研修実施先の看護協会への補助	
5	重度心身障害児レスパイトケア推進事業	2,400	2,400	医療的ケアを要する在宅の重度心身障害児を介護する家族の休息等(レスパイトケア)を離島圏域で新たに実施する事業所への支援	知事が必要と認めた経費
6	心身障害児(者) 歯科診療拡充事業	16,000	16,000	沖縄県口腔保健医療センターの歯科師等配置増。	知事が必要と定めた額
7	島嶼・へき地の地域包括ケアシステム構築支援事業	6,714	6,714	島嶼へき地の保健医療福祉職者と県立看護大学との協同で研修プログラムの開発・実施・評価を行う。	

■ 医療従事者確保事業(区分3)

- 事業数 26事業
- 基金充当額 1,030,857千円
- 事業実施期間 平成29年度

No.	事業名	総事業費	基金充当額	事業概要	補助基準額
1	地域医療支援センター運営事業【沖縄県地域医療支援センター運営事業費】	40,384	40,384	医師偏在対策の推進	—
2	医師確保対策補助事業	775,325	380,755	(1)医師派遣等推進事業 (2)新生児医療担当医確保支援事業 (3)産科医等確保支援事業 (4)産科医等育成支援事業	派遣医師1人あたり1,250千円×派遣月数 (1)新生児1人あたり10,000円 (2)1分娩あたり10,000円 (3)研修医1人1月あたり50,000円
3	障害者歯科治療にかかる歯科医師派遣体制構築事業	6,056	6,056	障害者の歯科治療について体制整備が整っていない八重山地区へ歯科医師を派遣するために必要な経費の支援を行い、障害者が身近な地域で日常的に歯科治療を受診できる体制の構築を図る。	・知事が必要と定めた額 ・派遣歯科医師1人当たり1,250千円×12月/365日×年間派遣日数
4	小児専門医等研修支援事業【周産期保健医療体制強化支援事業】	2,146	2,146	県医師会への委託により全県的に新生児蘇生法講習会を開催する。	—
5	勤務医等環境整備事業	63,196	33,623	女性医師等就労支援事業	—
6	新人看護職員研修事業	44,254	44,254	新人研修を実施する医療機関へ補助多施設合同研修等を実施する機関への補助	—
7	看護職員資質向上事業【看護教員養成講習会事業・専任教員再教育事業・潜在看護師の再就職支援事業・専任教員養成講習会事業】	26,916	26,916	看護職の資質向上のための講習会、研修会の実施	—
8	看護師等養成所運営補助事業	151,028	151,028	看護師養成所の運営費補助	—
9	看護師等養成所教育環境整備事業	12,500	10,000	設備整備	看護師等養成所1カ所あたり2,500千円

医療従事者の確保に関する事業(区分3) つづき

No.	事業名	総事業費	基金充当額	事業概要	補助基準額
10	看護職員の就労環境改善のための体制整備【短時間正規雇用等多様な勤務形態導入支援事業】	5,419	5,419	看護職のワークライフバランスを啓蒙、推進するための事業	
11	島嶼・へき地の地域包括ケアシステム構築支援事業	6,714	6,714	島嶼へき地の保健医療福祉職者と県立看護大学との協同で研修プログラムの開発・実施・評価を行う。	
11	特定町村人材確保対策事業	3,883	3,883	離島へき地の人材確保対策を推進するための経費	
12	県内就業准看護師の進学支援事業	21,000	10,500	渡航、宿泊費の補助	1人あたり300千円
13	勤務環境改善支援センターの運営【医療勤務環境改善推進事業】	3,937	3,937		
14	休日・夜間の小児救急医療体制の整備【救急医療施設運営費補助事業】	69,988	26,651	夜間・休日の小児救急医療提供体制確保のための人件費補助	
15	電話による小児患者の相談体制の整備【小児救急電話相談事業】	17,158	17,158	全国統一番号#8000で行われている小児救急電話相談を実施する事業	
16	薬剤師確保対策事業	3,728	1,864	薬剤師確保のための就職斡旋等の実施	県の策定した都道府県計画に基づく総事業費の範囲内
17	休日・夜間の薬局体制整備事業	4,000	4,000	輪番薬剤師に対する手当の増額	4,000円千円×対象月数/12
18	地域医療関連講座設置事業	48,950	24,475	地域医療教育の推進	知事が必要と認めた額
19	指導医育成プロジェクト事業	8,322	4,161	指導医の育成	知事が必要と認めた額
20	臨床研修医確保対策事業	21,632	21,632	本県の全基幹型臨床研修病院が連携し、医学生・研修医向けの合同説明会に参加	

No.	事業名	総事業費	基金充当額	事業概要	補助基準額
21	医療人育成事業	7,434	3,717	本県の全基幹型臨床研修病院が連携して行う合同研修	知事が必要と認めた額
22	周産期救急対応者育成事業	11,007	11,007	周産期の救急患者に適切に対応できる医療従事者を育成する	予算で決める額
23	看護師等修学資金貸与事業費	136,229	79,716	修学資金貸与	○第一種修学資金 看護師課程 公立 月額32,000円 民間立 月額36,000円 准看護師課程 民間立 月額21,000円 大学院修士課程 月額83,000円 ○第二種修学資金 在学する養成施設の授業料、実習費、施設整備費相当額(上限70万円)
24	専門看護師・認定看護師の育成事業	47,701	23,850	認定看護師等の育成に必要な経費の補助	県外の認定看護師養成研修受講経費700千円、代替看護職員人件費1,328千円
25	院内保育所運営費補助事業	14,443	9,628	院内内保育所の運営費補助	
26	医師確保対策事業	99,510	99,510	修学資金貸与によるへき地勤務医確保	

病床機能転換に係る県の支援について ご紹介

- ◆ 病床機能の分化・連携を推進するための基盤整備事業